

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

I 基本的事項

1 団体の概要

団体名	串本町	国調人口(H22. 10. 1現在)	18,249
構成団体名		職員数(H24. 4. 1現在)	236
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 (年度)		
	計画期間:		

注1 団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄は、普通会計に属する全職員（地方公務員法第3条3項の特別職を除く。）について、平成24年4月1日現在で記入すること。ただし、教育長及び4月1日付け退職者は除くこと。

3 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率が財政再生基準又は早期健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当する決算年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画又は財政健全化計画の計画期間を併せて記入すること。

2 財政指標等

財政力指数	0.303 (平成22年度)	経常収支比率 (%)	93.3 (平成21年度)
財政力指数 (臨財債振替前)	(年度)	将来負担比率	95.6 (平成21年度)
実質公債費比率 (%)	9.9 (平成22年度)		

注1 財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。

なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨 <input type="checkbox"/> 該当なし
【合併期日：平成17年4月1日】 優れた自然資源を有する新町においては、「人と自然が生み出す力を最大限に活かした本州最南端の新しいまちづくり」を基本理念としており、行財政の効率化を図りながら、急務である南海・東南海地震への対策、医療機関の統合等、住民意向を踏まえたまちづくりを行っていきます。 合併に伴い、議員報酬や特別職給が減となったこと、各種手当の見直しや勸奨退職の実施、退職者不補充による人件費の削減、補助金等の整理合理化や各種事務事業の見直しのほか、合併特例債を活用した事業実施を進めています。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で、当該市町村合併に伴い実施（予定）の行革の内容等の要旨を記入すること。また、要旨については、別紙としても差し支えないこと。

4 財政健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	串本町財政健全化計画
計 画 期 間	平成24年度～平成28年度
既存計画との関係	普通会計財政計画
公表の方法等	町ホームページに掲載
基本方針	南海・東南海地震への対応、新たなし尿処理施設の建設、義務教育施設や保育所の統合と高台移転など今後多額の財政需要が見込まれるなか、限られた財源を効率的に配分し、合併による効果を十分に活かした安定的な財政運営を行うことが強く求められており、中期的な財政見通しを立て、見込まれる財源不足を解消する手立てを検討するとともに、町民の皆様にも町財政の理解を深めていただくことを目的として策定いたします。

I 基本的事項（つづき）
5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
				旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額				
	補償金免除額				
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	10,246.1			10,246.1
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)
- 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該欄に()書きで記入すること。

6 平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況
【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成24年度末残高)	年利6.3%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
普通 会計 債					
小 計 (A)					
出 一 般 債 等 計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)					

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成24年度末残高)	年利6.5%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
普通 会計 債	公営住宅建設事業債	10,246.1			10,246.1
小 計 (A)		10,246.1			10,246.1
出 一 般 債 等 計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)		10,246.1			10,246.1

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成24年度9月期残高)	年利6%以上 (平成24年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
普通 会計 債					
小 計 (A)					
出 一 般 債 等 計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)					

- 注1 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 2 公営企業債のうち、当該地方公共団体の一般会計が負担するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)については、「一般会計出資債等」欄に記入すること。

II 財政状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>当町は、平成17年4月1日に旧串本町と旧古座町が合併し、誕生しました。合併後7年が経過し、その間定員適正化計画に基づき、新規採用の抑制や勧奨退職の実施により職員数の削減に取り組んだ結果、平成17年4月1日現在の453人から平成24年4月1日現在で381人と全体で▲72人（▲15.9%）、普通会計で▲39人（▲14.2%）の削減を行うことができましたが、同規模団体との比較では職員数が多い状況にあります。高齢者人口が高く、人口減少が進んでおり（国調人口 平成17年19,931人、平成22年18,249人）、税収入が歳入に占める割合は平成23年度決算で14.9%、自主財源比率は24.9%、地方交付税の占める割合は45.1%と歳入の大部分を依存財源に頼り、経常収支比率も91.2%と高い状況にあります。</p>
財政運営課題	<p>課 題 ① 防災・減災対策</p> <p>東南海・南海地震が発生した場合、当町は甚大な被害を受けることが想定され、避難路整備事業をはじめとする防災・減災対策に多額の費用がかかっており、今後庁舎やその他公共施設の高台への移転など、更に財政負担の大きな事業を行っていく必要があります。</p>
	<p>課 題 ② 新病院の経営</p> <p>合併後、旧串本病院と旧古座川病院の二病院を並列経営しておりましたが統合を行い、平成23年11月1日より新しくくしもと町立病院を開院しました。24年度の決算は出ておりませんが、新病院建設事業に係る企業償還金が多額にのぼってることが憂慮され、一般会計からも多額の繰り出しを行っています。</p>
	<p>課 題 ③ 国民健康保険事業の赤字運営</p> <p>当会計の累積赤字が多額にのぼり、平成22年度から計画的に一般会計から繰り出しを行うことで解消に努めておりますが、慢性的な赤字体質となっており、負担が大きくなっています。</p>
	<p>課 題 ④ 各種事業計画</p> <p>串本町古座川町衛生施設事務組合が着手している新たなし尿処理施設の建設事業、紀南環境整備公社が取り組む新たなごみ最終処分場建設事業に対する分担金、小中学校や保育所・幼稚園の統合と高台移転、平成27年開催の国体に係る財政負担など多くの事業計画を抱え、今後公債費等の増加が見込まれます。</p>
	<p>課 題 ⑤ 税等の徴収率向上、その他の歳入確保</p> <p>町税の徴収率については、現年度分97.6%、滞納繰越分14.5%、全体で85.6%（平成23年度）と、県内でも低い状況にあります。また、住宅資金貸付事業についても多額の滞納繰越があるほか、奨学金貸付事業についても滞納額が膨らんでおります。交付税などの依存財源が今後減少していくことが予想され、これらの徴収率向上のほか、未利用財産の売却を行っていくなど自主財源確保に努めていく必要があります。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等について、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。

2 「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記入する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の財政状況の見通し

(単位：百万円)

区 分	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
地方税	1,615	1,600	1,519	1,518	1,511	1,452	1,447	1,434	1,395	1,383
地方譲与税等	311	283	269	262	249	238	234	233	231	230
地方特例交付金	9	15	17	33	31	3	3	3	3	3
地方交付税	3,823	4,028	4,303	4,575	4,575	4,443	4,450	4,370	4,369	4,284
小計(一般財源計)	5,758	5,926	6,108	6,388	6,366	6,136	6,134	6,040	5,998	5,900
分担金・負担金	227	221	238	224	216	224	222	222	222	221
使用料・手数料	157	152	146	134	134	141	129	129	128	127
国庫支出金	572	557	1,411	1,146	684	1,122	930	1,146	548	443
うち普通建設事業に係るもの	276	231	441	568	179	645	499	715	117	13
都道府県支出金	565	479	575	745	617	662	515	511	512	512
うち普通建設事業に係るもの	182	116	144	277	128	178	39	37	40	45
財産収入	14	15	13	11	10	10	10	10	10	10
寄附金			3	12	4					
繰入金	45	220	232	108	306	160	451	295	296	403
繰越金	322	177	302	334	236	253	184	284	288	207
諸収入	77	850	849	259	110	505	125	124	124	126
うち特別会計からの貸付金返済額										
うち公社・三社からの貸付金返済額		759	758	160		350				
地方債	1,160	862	1,775	1,434	1,457	2,031	1,548	1,811	2,291	769
特別区財政調整交付金										
歳入合計	8,897	9,459	11,652	10,795	10,140	11,244	10,248	10,572	10,417	8,718
人件費 a	2,133	2,066	2,029	2,011	2,026	2,012	1,987	1,970	1,938	1,946
うち職員給	1,518	1,437	1,361	1,323	1,290	1,263	1,275	1,249	1,242	1,223
物件費 b	1,137	1,033	1,231	1,190	1,248	1,230	1,238	1,263	1,255	1,240
維持補修費 c	83	87	103	99	90	89	96	95	94	93
a + b + c = d	3,353	3,186	3,363	3,300	3,364	3,331	3,321	3,328	3,287	3,279
扶助費	568	565	668	852	912	930	827	831	834	838
補助費等	1,116	1,366	2,012	1,709	1,408	1,414	1,575	1,309	1,486	1,327
うち公営企業(法通)に対するもの	558	684	889	960	661	516	665	439	456	453
普通建設事業費	1,229	954	2,020	1,644	1,099	2,493	1,773	2,296	2,086	660
うち補助事業費	686	616	768	711	338	1,320	933	1,483	261	55
うち単独事業費	429	310	1,252	933	761	1,173	840	813	1,825	605
災害復旧事業費	56	22	30	15	39	18				
失業対策事業費										
公債費	1,154	1,267	1,235	1,201	1,185	1,142	1,133	1,191	1,158	1,231
うち元金償還分	966	994	1,070	1,031	1,025	972	953	1,011	979	1,033
積立金	378	78	222	643	355	364	284	303	338	305
貸付金	17	776	775	177	37	398	48	47	47	47
うち特別会計への貸付金										
うち公社・三社への貸付金		758	758	160		350				
繰出金	849	942	992	1,018	1,018	970	1,003	979	974	941
うち公営企業(法非通)に対するもの	55	60	54	39	55	45	54	54	46	38
その他					465					
歳出合計	8,720	9,156	11,317	10,559	9,882	11,060	9,964	10,284	10,210	8,628

【財政指標等】

(単位：百万円、人)

区 分	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
形式収支	177	302	335	236	258	184	284	288	207	90
実質収支	165	202	181	191	215	184	284	288	207	90
標準財政規模	5,503	5,675	5,944	6,207	6,068	5,907	5,970	5,949	5,908	5,804
財政力指数	0.345	0.341	0.326	0.303	0.291	0.285	0.288	0.287	0.285	0.280
実質赤字比率 (%)										
経常収支比率 (%)	95.4	93.8	93.3	88.6	91.2	92.8	92.4	91.1	92.2	93.1
実質公債費比率 (%)	12.9	12.1	10.8	9.9	9.4	9.2	9.5	10.0	10.7	11.6
地方債現在高	10,630	10,404	11,109	11,512	11,565	12,624	13,219	14,019	15,331	15,067
積立金現在高	2,173	2,058	2,114	2,751	2,827	3,040	2,886	2,906	2,962	2,878
財政調整基金	893	845	937	1,422	1,270	1,244	1,055	1,074	1,086	1,008
減債基金	138	51	66	161	208	258	304	346	383	367
その他特定目的基金	1,142	1,162	1,111	1,168	1,349	1,538	1,527	1,486	1,493	1,503
職員数	253	245	238	233	236	239	238	236	236	236

注 実質公債費比率は、平成21年度(平成18年度から平成20年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成20年度欄に、平成22年度(平成19年度から平成21年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成21年度欄に、それぞれ記入すること。

IV 行政改革に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容		優れた自然資源を有する新町においては、「人と自然が生み出す力を最大限に活かした本州最南端の新しいまちづくり」を基本理念としており、行財政の効率化を図りながら、急務である南海・東南海地震への対策、医療機関の統合等、住民意向を踏まえたまちづくりを行っていく。合併に伴い、議員報酬や特別職給が減となったこと、各種手当の見直しや勤奨退職の実施、退職者不補充による人件費の削減、補助金等の整理合理化や各種事務事業の見直しのほか、合併特例債を活用した事業実施を進めている。
2 経常経費の見直し		下記による削減努力を行っているが、今後とも事務事業の見直し、民間委託の検討も含め、物件費削減に努めていく。
○ 定員管理		定員適正化計画に基づき、勤奨退職の実施、新規採用の抑制を行った結果、合併以後の7年間に全会計で71人（15.7%）、普通会計で39人（14.2%）の職員削減を行うことができた。今後も定員適正化計画により、適切な職員管理に努める。
○ 給与のあり方		平成17年の合併以後、調整手当の廃止や管理職手当の半減、定額化、人事院勧告に準拠した給料表の見直しなど行っており、今後も適正な給与構造により人件費抑制に努めていく。
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		平成17年の合併以後、調整手当の廃止や管理職手当の半減、定額化、超過勤務手当や休日勤務手当の削減、期末勤勉手当支給率削減、給料表の見直しによる給料削減などの見直しを行っており、職員数削減と併せて人件費の削減を行ってきた。今後も適正な給与構造により人件費抑制に努めていく。
◇ 技能労務職員の給与のあり方		技能労務職員の給与は行政職給料表の1級及び2級のみで運用することにより、給与を抑制している。また、学校用務員等については、給与費の削減のみならず、学校統合等も勘案し、退職者が出た場合にも新規採用を行わず、臨時職員で対応する方針である。当該取組方針について、給与・定員管理の情報とあわせて公表を行っている。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		退職者特別昇給については4号（旧給与表では1号）の特別昇給を行っていたが、平成19年度退職者から廃止した。
◇ 福利厚生事業のあり方		職員互助会がないため互助会に対する公費負担はない。また、結婚祝い金、災害等見舞金、レクリエーション補助等の公費を伴う個人給付事業も行っていない。
○ 物件費、維持補修費等の見直し		経常経費については、平成18年度当初予算編成時に10%カットにて枠配分、その後も前年度以下とし、平成23年度も前年度比5%となるよう要求したほか、老朽化した事務機器についてはリース替えを行わず、再導入の際は見積合わせによる購入、一部公用車の集中管理の実施、第二庁舎の警備委託を警備会社への委託から宿直員へ見直し、各施設警備業務、電気保安業務見直しによる委託料削減など委託料を中心とした見直しのほか、旅費についても日当額の見直しと距離による割り増しを廃止した。平成24年度以降も引き続き、全ての事務事業について見直しを行い、物件費、維持補修費等の削減を行っていく。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		現在、8つの町有施設について指定管理者制度を導入している。国民宿舎あらふねについては、平成20年度の制度導入後、新たな不良債務の発生が抑えられ、一般会計からの繰入により平成24年度に全ての不良債務を解消する見込みである。
○ その他		

IV 行政改革に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
3 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	⑤	<p>（課題⑤）徴収率向上のため、夜間徴収の実施、確定申告による所得税還付金の差押え、滞納者の生活実態を把握すると共に財産調査等を行い、強制処分予告通知を送付し、滞納処分を実行する。和歌山地方税回収機構への移管、延滞金の適正な徴収（法令に基づかない免除などを行わない）、現年度未納分に対する電話催告、徴収困難な案件を調査、整理し、徴収不能と判断された税については滞納処分の執行停止又は不能欠損処理を迅速に行うほか、他町村団体に対し町外転出者の実態調査依頼を行うなどの取り組みを行う。</p> <p>売却可能資産についての洗い出しを行い、その処分による歳入確保のほか、使用料等の見直しにより自主財源の確保に努めていく必要がある。</p>
4 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進		<p>土地開発公社について、上野山公共用地を上野山防災広場整備事業により平成21年度に町に売却を行うことができたほか、値下げを行った串本第三団地については、東日本大震災の影響もあり、平成23年度以降売却が進んでいる。</p>
5 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		<p>町広報誌及びホームページによる情報公開に努めている。</p>
○ 行政改革や財政状況に関する情報公開		<p>下記のとおり、今後とも随時行政改革や財政状況に関する情報公開に努め、住民への周知を図っていく。</p>
◇ 給与及び定員管理の状況の公表		<p>職員給与費の状況、職員の初任給・平均給与月額等の状況、一般行政職の級別職員数の状況、職員の手当の状況、特別職の報酬等の状況及び定員管理の状況について、町が発行する広報誌及びホームページにより公表している。</p>
◇ 財政情報の開示		<p>健全化判断比率、串本町財政計画、財政状況等一覧表、市町村財政及び歳出比較分析表、連結財務書類4表を町ホームページに掲載しているほか、毎年度当初予算、決算の概要について町広報誌に掲載し、住民に周知を行っている。</p>
○ 行政評価の導入		<p>複雑かつ多様化する行政需要と新たな行政課題に対応しうる効率的な行政運営を行うことを目的に、平成21年度に行政診断を行い、これを受けて串本町行政改革大綱を策定し、グループ制の導入など組織再編を行った。</p>
6 その他	③④	<p>今後、新たなし尿処理施設の建設や東南海・南海地震を見据えた公共施設の高台移転など、多くの事業計画を抱えており、それらに係る起債元利償還金が後年度の財政を圧迫することが予想されることから、厳しい事業の選択を行い、起債発行額を抑制していく必要がある。また、本補償金免除制度による繰上償還を着実に実施することで公債費の抑制に努める。</p>

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

- 2 今後行う行政改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている団体については、更なる行政改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する団体については、計画前5年間に取り組んできた行政改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う行政改革推進効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 財政状況が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態であっても、財政状況を良好な状態に維持するため又は更なる財政健全化のために講じている歳入確保策・歳出削減策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う行政改革推進効果【延長計画策定団体】

課題	取組及び目標
1 経常経費の見直し	(IV施策2) 勤労退職の実施や新規採用の抑制により、引き続き人件費の削減を行っていく。
2 公債費負担の健全化(地方債発行の抑制等)	(IV施策6) 厳しい事業の選択により起債発行額を抑制していく。また、本補償金免除制度による繰上償還を着実に実施し、公債費の削減に努める。
3 公営企業会計に対する基準外繰出しの解消	独立採算性である公営企業の経営改革を促し、基準外繰出しの抑制を図っていく。
4 その他	(IV施策3) 合併効果を活かし、物件費、維持補修費の削減、各種補助金、事務事業の整理合理化のほか、未利用財産の売却など歳入確保に努めていく。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
 なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)(以下、「財政健全化法」という。)に規定する「財政健全化計画」又は「財政再生計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
 2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は財政健全化法に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標 (単位: 百万円)

区分	課題	項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	延長計画合計
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)		(延長計画前年度)	(延長計画初年度)	(延長計画第2年度)	(延長計画第3年度)	(延長計画第4年度)	
改善効果額	1	実費比率		13.7	13.9	14.2	14.9	15.8							
		公債		12.9	12.1	10.8	9.9								
		延長計画の目標値						9.4			9.2	9.5	10	10.7	11.6
		地方債		10,988	11,203	11,893	13,045	12,956							
		高償現		10,564	10,630	10,404	11,109	11,512							
		延長計画の目標値							11,565		12,624	13,219	14,019	15,331	15,067
当初計画に計上した施策に係る	1	人件費(退職手当を除く)	1,951	1,971	1,889	1,867	1,812	1,776							
		改善効果額		▲20	62	84	139	175	440						
	4	行政管理経費	1,148	1,273	1,262	1,234	1,224	1,267							
		改善効果額		▲125	▲114	▲86	▲76	▲119	▲520						
	3	公営企業会計に対する基準外繰出しの解消													
		改善効果額		32	32	32	32	32	160						
	4	歳入確保(使用料手数料の見直し、未利用財産の売却)													
		改善効果額		5	2	2	2	2	13						
	4	補助金等の整理合理化													
		改善効果額		40	40	40	40	40	200						
4	その他事務事業費整理合理化														
	改善効果額		15	24	24	24	24	111							
当初計画改善効果額 合計									404						

延長に計上した改善効果額	1	人件費					2,011	2,026		2,012	1,987	1,970	1,938	1,946	
		改善効果額						0		14	39	56	88	80	277
	4	補助金等の整理合理化						107		95	95	95	95	95	
		改善効果額						0		12	12	12	12	12	60
	4	事務事業の整理合理化							1,230		1,160	1,172	1,172	1,172	1,172
改善効果額								0	70	59	59	59	59	306	
4	歳入確保(使用料・手数料の見直し、未利用)							4		15	15	15	15	15	
	改善効果額							0	11	11	11	11	11	55	

延長計画改善効果額 合計	A	698
Aのうち公営企業会計加算分	B	14
(Bの内訳) 上水道事業会計への加算額		14
〇〇会計への加算額		
A - B		684
<参考> 補償金免除額(旧資金運用部資金)		

注1 歳出削減策のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。
 2 「課題」欄については、「1 主な課題と取組及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。
 3 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。
 4 「Aのうち公営企業加算分 B」欄については、平成19年度から平成21年度までの間に当該団体の公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受け、平成22年度以降に引き続き当該公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受ける場合であって、当該公営企業会計における経営改革の改善効果額が当該公営企業会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、公営企業会計に加算できる改善効果額は、普通会計に係る改善効果額が旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る部分に限る。)